

コネティカット基本法の形成

—近代民主主義成文憲法の淵源を探る—

大塚高正

一、はじめに

「コネティカット基本法 (The Fundamental Orders of Connecticut, Jan. 24, 1639)」は、近代民主主義における最初の成文憲法であると言われている。しかし、この基本法についての研究はアメリカ憲法史においても十分、行われていない有様であり、不毛な部分である。そこで、本稿は「コネティカット基本法」の形成過程から、それが真に民主的な基本法であるか否かについて検討しようとするものである。

この基本法はマサチューセッツ湾植民地 (Massachusetts Bay Plantation) で採られた厳格な神権政治から脱し、コネティカット河流域に移住した人々の代表が結んだ一つの社会契約 (a social covenant) たる性格を有する。従って、条件付きながらもいの点においての民定憲法であると言つてよいであろう。

コネティカットではハートフォード (Hartford), ウィンザー (windsor), ウェザースフィールド (Wethersfield) の三つのタウンの住民が、「平和と団結」を維持するために組み、「民国 (commonwealth)」を各々が同意する所に歩いて建設し、その根本規約として「コネティカット基本法」を制定したのである。それは契約思想の系譜の中にある

ものと言えるであろう。

また、「コネティカット基本法」の民主性が主張される理由は、契約思想に基く「代表制」の採用であり、更には「議会の大衆化」、「議会の最高機関性」、「総督（Governor）の権力制限」、「人民自治」、「住民の自由」などに求められている。これらは近代民主主義では不可欠な要件である。従つて、こゝに挙げた理由が実質的に成立するのであれば、この基本法は確かに民主主義憲法としても決して過言ではない。しかし、この基本法の形成過程から上記の諸理由を論究するならば、増え、その民主性に疑義が生じる。そこで、この基本法の形成に当り、直接的に影響を与えた者やその時代的背景など考察することから始め、各自の理由についての民主性を論究したい。

「コネティカット基本法」に著るしい影響を及ぼした者はフーカー（Thomas Hooker）であり、ハイネス（Jhon Haynes）などであった。当時の牧師はマサチューセッツにおけるコトン（John cotton）に見られるように宗教的指導者であるばかりではなく、政治的にも圧倒的な影響力を持っていた。多くの指導者の中でもコネティカットではフーカーの右に出る者はいなかつた。

フーカーはチャールス一世（Charles I）の非国教派に対する厳しい弾圧により、説教を禁止され、一時、宗教的自由の地オランダに逃れていた。その後、マサチューセッツ湾植民地のニュータウンへ牧師兼教師として温かく迎えられ、その指導者となつた（一六三一年）。当時、マサチューセッツ湾植民地では既にウインスロップ（John Winthrop）が総督の任にあつた。

ウインスロップは多くの秀れたピューリタンを輩出したケンブリッジ出身であり、国王のピューリタン弾圧政策に強い不満を持ち、また、国王の専制的政治支配に対しても極めて反抗的であった。その彼が十一名の同志と共にケンブリッジ協定（Cambridge Agreement）に署名するにによって、彼の運命は一八〇度の回転をするに至つた。彼はマサチューセッツ湾植民地の「総督」の座を得るようになつたのである。また、マサチューセッツ湾植民地会社も変様すること

になった。

マサチューセッツ湾植民地会社は他の植民地会社と同様に、「ジョイント ストック トレーディング カンパニー (a joint-stock trading company)」であった。しかし、「マサチューセッツの第一特許状 (The First Charter of Massachusetts, Mach, 4, 1629)」に会社の本拠地 (the company's headquarters) が明記されていないことを理由に、本拠地をロンドンからマサチューセッツへ移転せしめた。⁽¹⁾ これがによりマサチューセッツ植民地会社は国王の直接的支配、介入、干渉から、ある程度、逃れることができるようになった。一方、ウインスロップは、それによって単なる「会社」の支配者ではなく、当時、約七〇〇〇人の住民を治めるピューリタン国家の統治者たる地位に就いたのである。⁽²⁾

ウインスロップはマサチューセッツへ移住するに際して、多くの移住民には私の援助が必要であると明言し、また、アルベラ (Arbella) 号上では「真のキリスト教社会」を建設する旨を説教し、「丘の上の町 (A city on a Hill)」を共に築くことを明らかにした。彼に従う者は「聖書国家の律法 (Scriptural law)」に基き生活すると神に誓い、神はニューイングランドに安寧と繁栄をもたらす約束をしたという固い信念を持っていて。⁽³⁾ このようにウインスロップに従つた者は経済的理由というよりも、寧ろ宗教上の理由から母国を離れた者が多かった。

マサチューセッツ湾植民地会社の本拠地を移転することによって、植民地の法的関係が変化した。それまで国王の下に一種の自治は認められていたものの、強い干渉を受けていた。しかし、本拠地をマサチューセッツへ移すことにより独立性が強められ、自治が確立され、この特許状は植民地の基本法たる性格を持つようになった。更にウインスロップなどの植民地指導者は特許状の条文を拡大解釈し、国王からの干渉、介入ちできるか毛り排除しようとした。国王派にとって、この傾向は危険極まりないものであった。特にゴルゲス (Sir Ferdinando Gorges) は、その危険性を感じ、国王へニューイングランド統一案を進言した。ゴルゲスは、これにより北アメリカに封建王政を実現しようと図り、まず、特許状の取消しを国王に迫った。国王は、その要求を認め、ゴルゲスをニューイングランド総督に任命した。

彼は準備を整へ出発することとなつた（一六三七年）。しかし、ゴルゲスの急死により、ニューイングランド統一案は実現するに至らないで終つた。⁽⁴⁾

ウインスロップは、こうした英國からの圧力を避けながら神聖なキリスト教国家の建設に邁進した。しかし、内政にあつては宗教の自由を放棄せしめ、治政に寛容さを失い、厳格な神権政治へと走つた。その政治は極めて少数の「公民」の手による寡頭政治が行われ、住民に対しては厳しい律法をもつて臨んだ。彼は、その宗教的指導者にコトンを求めた。ウインスロップはコトンの宗教思想と結びつくことにより宗教的寡頭主義を探つたのである。しかも一方では特許状を権力の防波堤として用いた。⁽⁵⁾ それは特許状によれば、英國の法に反しないかぎり植民地会社は立法、行政、司法の権限を持つていたので、それを楯とした。結局、特許状を巧みに用いて、英國に対しても、住民に対しても彼は、その権力を振つたのであつた。

また、コトンはマサチューセッツの宗教的指導者として神から選ばれ、当地へキリスト教の信仰を打ち立てるために送られてきたという確固たる信念の持主であった。この概念に基き、コトンはマサチューセッツにおいて「政教両面とも神の言葉に従い、共に歩み得ることになった。」とし、政治も「神の法に従つて治められるべきである。」と說いた。⁽⁶⁾

マサチューセッツの統治形態についても、コトンは民主主義的形態を否定し、君主政治や貴族政治を肯定した。しかし、コトンのいう最良の統治形態とは神との契約に基く神権政治であつた。それはジュネーヴにおけるカルヴァン（John Calvin）の神権政治を彷彿させるものであつた。

ウインスロップの寡頭的専制主義とコトンの神権思想の結合はマサチューセッツに狂信的支配を実現せしめた。そこでは少しも異端者を許さず、迫害、追放、処刑が繰返された。コトンの過激性は彼がマサチューセッツの総会議から任命されて起草した「国法草案（Moses his Judicails）」に良く表わされている。その内容は極めて独裁的であり、専制的なものであつた。政府の役員はすべて貴族やジェントルマンの中から選ばれなければならないとしたり、あるいは神

ー タウンの住民を率いてコネティカットの地を目指して出発した。⁽⁷⁾

これまで概観してきたように、「コネティカット基本法」の形成の素地はウインスロップとコトンによる過激な神権政治から脱却しようとする人々によつて築かれたものである。

二、コネティカット体制

「コネティカット基本法」の形成は具体的には、ニュータウンなどの三つのタウンの住民のコネティカット河流域への移住によつて始まる。しかし、思想的あるいは宗教的理念についてはマサチューセッツの各タウンで既成化されていた。また、「法制」についても英国やマサチューセッツの慣習、伝統などを継承し、移住後、直ちに新しい体制を形成できたわけではなかつた。更にマサチューセッツ側にコネティカット支配の意図があり、コネティカットは簡単には自治体として確立し得なかつた。

コネティカットの自治、独立を容易になし得なかつた根本的理由は、マサチューセッツ内での移住反対の空気が強力にあつた点に求められるであろう。既述のように、ニュータウンなどの住民はマサチューセッツの神権政治に耐えられなかつた。それから逃れたいがために、コネティカット移住を敢えて、望んだのである。しかし、この理由を表面化させれば、ウイリアムスと同様、弾圧されることは必然である。そこで、フーカーなどの指導者はウインスロップ、コトンなどと対立するを賢明にも避けるように努めた。コネティカットへの移住の理由を専ら、経済的問題に絞り、摩擦を回避しようとした。これに対してマサチューセッツ内部ではニュータウンなど、移住を望むタウンの周辺の土地を開拓し、経済的生活条件を改善すべきであるとの意見が多く出された。また、コネティカットへ移住すれば、必ず、インディアンやフランス人の脅威に曝らされる。それほどまでして、移住すべきではないというのであつた。これに対して牛の飼育にも不便であり、将来の経済上の不安もあることをフーカーは力説した。また、コネティカットへ移住すること

名冒瀆、偶像礼拝、偽予言などに對しては極刑を科するとした。それは余りにも過激であつたがゆえに、総会議で採択されなかつた。しかし、マサチューセッツでは異端者を決して許すものではなかつた。

ウインスロップ治下のマサチューセッツで公然と、その厳しい神權政治に反抗する者が現われたのも当然である。それはウイリアムス (Roger Williams) であり、また、フーカーもそうであつたと言えるであろう。特にウイリアムスはウインスロップ、コトンの專制的宗教政治に属するを良しとせず、分離主義の信念を貫いた。彼は国家が宗教の守護者となりうるものではないことを主張すると共に、国家による宗教的統一に反対した。これはウインスロップへの反抗を意味した。また、彼はセイレム (Salem) に滞在した時、英國への忠誠を拒否し、時許状の妥当性さえ否定した。フーカーは、この問題に巻き込まれ、ウイリアムスを説得する側に回わり努力を重ねたが、遂に失敗に帰した。この説得に對してコトンはフーカーを高く評価した。それは植民地においては強い統治権を必要とするという点で、ウインスロップ、コトン、フーカーの三者は一致していたからであつた。しかし、フーカーは他の二者と異なり、神權による寡頭政治そのものには反対の立場にあつた。ウイリアムスは罪に問われ、追放された。その後、宗教的自由の地プロヴィデンス (Providence) を建設し、彼の信念を実現させしめた。

フーカーはウイリアムスの問題ばかりではなく、様々な難間に巻き込まれた。例えば、プラット (John Pray) 問題である。この問題はプラットがマサチューセッツでの生活に不安を持ち、マサチューセッツを去りたいと願つたことがら起つた事件であった。また、ニュータウンではウインスロップの神權政治に反対し、永住する家を建てない者も出てきた。ニュータウンの住民はマサチューセッツで生活するための意欲を失い、この地は最早、住むべき場所ではないと思うようになつていた。そこで、何處か移住すべき土地があるか否か、探がし、遂にコネティカットへ移住する決意を固めたのである。しかし、フーカーは敢えてウインスロップと対立する態度を探らなかつた。それはウインスロップと争えば、ウイリアムスと同じ境遇に立たされるのは必然であつたからであろう。フーカーは諸々の難問を克服し、ニュ

で、インディアンの勢力を減少させることができるとの説いた。

平穏裡にマサチューセッツを離れ、コネティカットへ移住するというフーカーの望みは遂に実現した。当初、容易に同意しなかつた総議会は正式に移住許可を与えたのである（一六三五年）。これによりニュータウン、ドヂエスター、ウォータータウンの住民は指導者に率いられ、次々にコネティカットへ向った。

しかし、移住すると聞いても難問が山積していた。特に家屋などの財産をどのように処分するかは大きな問題であった。幸いなことに、丁度、英國からショペード（Thomas Shepard）⁽⁸⁾ に率いられた一団がニュータウンに到着した。この一団の人々に財産を譲渡することや、この問題は解決した。

コネティカット移住直後は人々の生活に忙殺され、政治参与到ではなかつた。それも落着くと、ニュータウン、ドヂエスター、ウォータータウンの人々から二名ずつ、執政官（magistrate）を選び連合会議（court）を開催した（一六三六年）。更に翌年二月の連合会議でニュータウンはバートフォード、ドヂエスターはワインザー、ウォータータウンはウエザースフィールドと改称した。

当時のコネティカットは一部の人々からインディアンヒ毛皮取引のできる有望な土地とせれていた。⁽⁹⁾ しかし、移住後の住民の生活は極めて悲惨な状態であつた。食糧不足と厳寒のために苦難の道を歩むことを強いられた。マサチューセツツく、その状況が伝えられ、牛をえも年を越せないと噂が広まつた。だが、奇跡が起つた。フーカーも「奇跡による神の恵みだ。」と述べてゐる。⁽¹⁰⁾ それはトウモロコシを販売するインディアンとの接触であり、貯蔵品を積んだ船の到来であつた。これにより飢をしのぐことができた。

一方、マサチューセッツの総会議はコネティカットく、その支配力を及ぼそうとして「コネティカットの人民を統治するための委員会（A Commission of Several Persons to govern the People at Connecticut）」を設置した。総督はロンドンから任命され、また、任期一ヶ年の監督官（costable）の制度が設けられた。監督官は各タウンから選ばれた

八名によって構成された。

このようなマサチューセッツから押つけられた統治構造は、コネティカットの住民にとっては不満の種であった。マサセッキューセッツの支配から逃れることに意義を感じていた住民にとって、この統治構造を認める」とは移住の本来の目的に反していたからである。しかしマサチューセッツの総会議の許可によりコネティカットへ移住した住民にとって、耐えてなければならない「妥協の産物」として認めざるを得なかつた。コネティカットの自治、独立は当初、こうして坐折した。

監督官の会議は次の人々が最初に集められた（一六三六年四月二六日）。アガワン (Agawan)、ガラピン (Pyncon)、スミス (Smith)、ハートフォードからスティール (steel)、ウェストウッド (Westwood)、ウインザーからラウド (Ludlow)、ペルプス (Phelps)、ウェザースフィールドからスワイン (Swaine) とワード (Ward) の八名である。これらの監督官の権限は強く、住民の重要な問題を処理した。また、住民にとって極めて重要な問題が発生した場合には住民を集合させる権限を有していた。従つて、貿易、植民、建築など広範囲にわたる住民の日常生活を規律し、司法的権限も認められていた。

「コネティカットの人民を統合するための委員会」は、総督と監督官を置き、それを通じてコネティカット支配を意図したものであり、タウンから選出された監督官に広範な権限を認めたものとはいえ、決して民主的なものではなかつた。この統治体制はピクオット インディアン (Pequot Indian) の脅威の増大に対処できなくなり、その実効性を失うことになつた。ピクオットの脅威がコネティカットに新しい制度を発足させる動機となつた。この統治に従えば、全住民は関するような重大な問題については、すべての住民を集合させなければならなかつた。しかし、ピクオットは各タウンに攻撃を仕掛ける様子であったので、コネティカットの全住民を集めて論議する余裕はなくなつていた。そこで、各タウンの委員 (committee) あるいは代表 (representative) による政治体制を探らざるを得なくなつた。すべての住民がタ

ウンを留守にすることはピクオットの攻撃を受ける機会を、タウン側から与えるようなものであったからである。」これにコネティカットは代表制を成立させるに至った。しかし、タウンは各々、地主 (Proprietor) によって支配されていった。その地主はの多くは移住初期に土地所有の権利が認められた者であった。その土地が当時のコネティカットの「政治単位」であり、「公民(freemen)」や「認定された住民 (admitted inhabitant)」の基盤となつた。タウンが実際に「政治単位」として認められたのはコネティカット基本法成立の時期であった。⁽¹¹⁾しかし、地主による支配体制であったとはいへ、コネティカットに代表制が出現したことは特記すべきである。しかも、代表制の理論的背景にはフーカー⁽¹²⁾やルドロウ (Roger Ludlow) の影響があつた。

ピクオットは遂にコネティカットのタウンへ攻撃を開始した。ハートフォード、ワインザー、ウェザースフィールドの各タウンの住民は、最早、ピクオットとの戦いを避けられないと悟つた。過つて、コネティカットへの移住理由の一つにインディアンの勢力の激減というのがあつたが、ここに至り、それは現実のこととなつた。⁽¹³⁾ 戦いの初期はピクオットの攻撃に苦戦を強いられた。しかし、タウン側は夜襲を敢行し、ようやく勝利を手にした。しかし、タウン側は犠牲を払つた割りには、利益を得ない戦いであつた。時間も金銭も空費したように思われたが、一方ではコネティカットの地位を英國やマサチューセッツに対して相対的に高めることができたと言えるであろう。また、住民の力を認識させしめ、代表制の確立と一極めて制限的ではあつたけれども「住民の自由」⁽¹⁴⁾とを獲得せしめたと言えよう。この戦いを通じてタウンの結合と団結の必要性を痛感せしめ、その教訓の上に「コネティカット基本法」を形成する気運が生じたものと考えられるであろう。

フーカーはハートフォードにおいて有名な説教を行つた（一六三八年五月三日）。それはコネティカット基本法と深い係わりがあった。この説教に示された彼の信条と政治的見解は「コネティカット基本法」の根底をなすものと書いても過言ではない。フーカーは「神の言葉」を、彼の主張の中心に据えた。まず、旧約聖書第一章第十三節を掲げ、公務

員選挙における「人民の特権」を説いた。また、統治権への制約は人民によって行われなければならないとも語った。

それはウインスロップの専制主義とは対立する主張でもあった。しかし、フーカーは人民に対しても「義務」のあることを説いたのである。即ち、人民は守るべき義務と誓約（engagement）があるとして「思慮の契約」を説いた。「神は我々に生命をめぐみ、かつ、その生命を自由とともに与えたもうた。故に我々は神のために行動しなければならない。」⁽¹⁴⁾ という説教をしたのである。

フーカーの、この説教の趣旨とするところは「コネティカット基本法」前文、第一条、第五条に明確に具現化されている。それ故に、却つて「コネティカット基本法」の民主性に疑義が生じると考えるのである。その疑義を明らかにするに当つて、フーカーの思想を一層、検討することが必要である。

三、フーカーの契約説

フーカーは分離派の創始者と言われるブラウン（Robert Brown）の影響を受け、また、ブラウンは教会改革を強く要求したカートライト（Thomas Cartwright）の系統にあつた。

分離派では「個人」について次のように考へる。「個人」は既成の教会や政府から一方的に支配され、服従を強いる存在ではない。「個人」は「一個の独立した実在」であるとする。そこに「個人」の価値が求められ、「個人」の意思の尊重へと導びかれる。従つて、「個人」の同意をもとに教会や国家は形成されるべきであると主張される。また、それは契約説の前提を提示する。契約説は「個人の実在」を認識することから始まり、「同意による契約」を集合体の基本に据える。それであるからこそ、「個人の尊重」を基本とする民主主義と結びつくことができる。また、民主主義の萌芽を契約説に求めることが可能となる。しかし、契約説の歴史は中世のギルド制に淵源があるとも言われているから、勿論ブラウンやフーカーに始まつたことではない。

契約説は「個人の実在」を認識することから始まると言つても、その認識は「聖書」から離れるものではなかつた。

ブラウンやフーカーにあつても、また、カルヴァンやコトンにおいても「聖書」は神聖にして侵されではならないのであつた。しかし、「聖書の言葉」を如何に理解し、解釈するかによつて「個人」に対する認識を異にするようになつた。更に教会や国家についても同様であつた。

フーカーの契約説の特徴は旧約聖書と新約聖書の言葉をバランス良く、用いる」とあると言わわれてゐる。その反面、体制などの「改革」については多くの場合、新約聖書から導びいた。⁽¹⁵⁾ フーカーは神と人間との関係をキリストの到来により解釈し直すという方法を用いて、自己の契約説を根拠づけた。

まず、フーカーは契約 (covenant) について四つの種類を挙げてゐる。(1)「恩顧の契約 (the Covenant of Grace)」(2)「救いの契約 (the Covenant of Redemption)」(3)「教会契約 (the Covenant of the Church)」(4)「社会契約 (the Covenant of the Nation)」である。この契約の中で「恩顧の契約」は神と信者との間で結ばれたピューリタンの最も基本的関係を示めすものとされる。また、「救いの契約」は神とキリストとの間で最初に結ばれ、次に人間に係わしめられた契約であるとする。この契約に基き「人間の魂の解釈」と「聖なる正義の報い」がもたらされ、しかも唯一の宗教的、政治的哲学がそこから生み出されると考えられた。⁽¹⁶⁾ そこに「教会契約」や「社会契約」の実践へと導びく根拠が求められた。

フーカーは更に契約について注意深く、分析を重ねた。彼は二つの面から契約を考察した。(1)「内面的 (inward) 契約」(2)「外面的 (outward) 契約」の二種である。「内面的契約」は神が選んだ者との間で結ばれる神秘的な関係であり、それは絶対的、永久的な関係である。また「外面的関係」は神との公の関係であり、それは言葉によつて表わされている。この関係は相対的であり、俗界的であるといふ。

「個人」は、この「外面的契約」に従つて生活することを神から求められている。それ故に聖書の言葉に従い、生活を

規律し、ピューリタンとしての倫理観を持たなければならないと説かれるのであつた。それは人間としての義務でもあつた。ピューリタンの宗教心は、この契約観の下に個人的道徳、社会的基準、宗教政策、政治哲学など、あらゆるもののが規律された。しかも、それは「恩顧の契約」によつて更に、裏付けられたのである。⁽¹⁷⁾

フーカーは、この契約観の下に教会や国家の形成を認めた。それはコネティカットのピューリタンの中心思想であつた⁽¹⁸⁾。即ち、神は「外面向的契約」に基き教会や国家の形成を認め、「個人」の同意による集団化が是認された。従つて、何ものにも捉われない「個人」の自由な意思と同意による国家形成ではないところに注目しなければならない。フーカーに従えば、「個人」は「神の言葉」に従い教会や国家の形成に同意しなければならない。更に、「個人」は日常生活において内観的態度が求められ、可視的な教会を通じて「神の言葉と信仰の純潔さ」を確信できるとした。このように「外面向的契約」観が教会や国家に拡張して適用され、それに従つて人々は教会を形成し、国家が作られた。しかも、言葉によつて表わされることが要求された。そのためには成文による記録を作る必要があつた。⁽¹⁹⁾多くのピューリタンが日記を付ける習慣を持っていたのは、その現われであろう。

「コネティカット基本法」も成文による記録の一種として理解することができる。それは既にコネティカットで行われていた多くの制度や慣習を記録したものと言えよう。

フーカーは、あの有名な説教（一六三八年）において政治的権威の基礎は「人民の自由な同意」にあると説いた。更に執政官たる者の地位は「神の御許し」の基に選挙によつて選ばれるべきだとも述べた。また、その権力は制約されなければならぬとした。その反面、人民の側にあつては、「神の聖なる意思と掟」に従つて行動しなくてはならないとした⁽²⁰⁾。このようにフーカーの政治思想は常に、その契約説を前提に述べられている。しかも、その思想はカルヴァン的であった。そこにフーカーの限界があり、彼が真に民主的であつたか否か疑われる理由がある。しかし、フーカーの主張によれば、正統的なカトリック観から人々を解放せしめ、教会を司教（Bishop）の手による支配から脱するという

点では意義ある見解であつたに違いない。しかし、フーカーが民主的であつたかという問題については否定的にならざるを得ないのである。

フーカーの民主性について今日、否定的な立場が多く採られている。⁽²¹⁾ それは彼の契約説が国家に拡張して適用されたからであり、カルヴァン的傾向が強いからにほかならない。しかし、契約説で「個人の実在」を認め、「個人」の同意による集団形成を説いたことは、その顕著な宗教性を考慮に入れないことができれば、實に民主主義の根本を主張したわけである。そうなるには更に多くの歳月を要するのであるが、近代民主主義の萌芽としてフーカーの契約説は、そこに意義があるものと言つてよいではなかろうか。

「コネティカット基本法」はフーカーの影響の下に形成され、その理念を彼に求めたことは明らかである。しかし、フーカーの思想が民主的でない以上、「コネティカット基本法」が民主的であり、近代民主主義の淵源をなすとすることは直ちに許されないのである。例えば、「判事」についてフーカーは何が正当なのであるかを求めるのではなく、「判事」は「神の言葉」に従つて作られた法律にどう従えるかを求められるべきであると説いた。既に指摘したように、フーカーにあつては法律の解釈と言えども、「神の言葉」から逸脱することは許されなかつた。このことは「コネティカット基本法」前文に表われている基本理念からも明らかである。

四、基本法の問題点

「コネティカット基本法」はルドロウによつて大部分、起草された。それは形式的には各タウンの代表者による契約であり、代表者の「同意による文書」であつた。⁽²²⁾ しかし、その内容はフーカーの契約説に強く影響されたものとなつてゐる。その根拠はコネティカット基本法前文に如実に現われている。前文は「全能なる神は御導きと御恵みのもとに……住民は……共同生活の平和と團結とを維持せんがため、神の御心にかなう秩序ある適當な政府が樹立せられ。以つてそ

の共同生活が、隨時、秩序だてられ処理されるべきものであるということを、神の御言によりて、我等は知る故に、ここに相団結して一つの民国（“One public or Commonwealth”）を作り、……以下の条章により團結の契約を結ぶものである。その目的とするところは、現在われらが信ずる主イエスの福音と純潔さを維持すること、我等がその福音の真理に従つて現に行いつつある教会規律を維持すること、および教会外の我等の生活のすべてを、将来制定布告されるべき法律、規則、命令、布告によつて、指導し規律してゆくことにある。」と規定している。⁽²³⁾

ここに引用した「コネティカット基本法」前文に示めされている「全能なる神の御導きと御恵みのもとに」、「神の御心にかなえ秩序ある適當な政府」、「神の御言葉によりて」などは決して單なる条文上の修飾語ではない。それらは極めて大きな意味を持つものである。これらの言葉の意味するところは、この基本法を超越する神との契約の存在を表わす。しかもフーカーのいう「外面的契約」を前提としていることが、「神の御言葉によりて、我等は知るが故に」とするところから推察できる。

この基本法の前文に示められる「民国」の形成や「團結の規約」の締結などの文言から見れば、一見、民主主義を基本とするかのような錯覚を与える。しかし、いざれの場合においても神の言葉と捉に従つてのことである。それ故に「コネティカット基本法」が近代民主主義を、その基本理念とするとは判断できない。

では、この基本法の条文上から民主性を認めるができるのであらうか。まず、議会の構成員の資格について問題がある。議会の構成員はハートフォード、ワインザー、ウエザースフィールドの各タウンから各々、四名の代表者、その他にの代表である（第八条）。しかし、その代表となりうる資格は「公民」に限定されていた。この点、マサチューセッツ湾植民地では「公民」であると共に「教会員」である必要があつた。それと比べると代表となる資格から宗教的要件を除いたのであるから、十分、評価されるべきである。だが、「公民」の数はマサチューセッツ湾植民地と同様、極めて少数者であつた。また、コネティカットでは「公民」以外にも政治に参加できる人々が存在した。それは「認定

された住民」である。

この「認定された住民」はタウン内の問題にのみ参与でき、コネティカット全体の政治に参加する機会は与えられていなかつた。また「認定された住民」はタウンの代表者を選出する権利は認められていたものの、自ら代表となることはできなかつた。しかも「認定された住民」は正統的な意見の持主であり、「土地所有者」でなければならなかつた。⁽²⁴⁾ コネティカットの統治形態は結局、少数の「公民」による寡頭制であり、その専制化を「認定された住民」が、その良識により防ぐという構造になつてゐた。「公民」と「認定された住民」数の比率は一対三程度であつたと言わわれているから、専制化の歯止めとして十分、機能したと思われる。しかし、各タウンの住民の中には全く、政治に参与できない者が多数、存在したことを見落してはならない。婦人、召使、年期奉公人などにはコネティカットの政治ばかりでなく、各タウンの問題にも関与する機会はなかつた。コネティカットの議会の構成員は少数の「公民」であり、支配者として実権を握つていた。それ故に民主主義的な多数決原理が行なわれたとは言えないのである。結局、マサチューセッツ湾植民地と同様に、「コネティカット基本法」の下でも寡頭的支配体制であつた。

また、議会は「総督」及び「執政官」を投票によつて選出する権限を有していた（第一条）。しかし、「総督」になりうる資格は限定されていた。まず、「公民」であること、次に会衆派の「教会員」であること、更には「執政官」の経験者であること。これらの要件を具備していなければ、「総督」になれなかつた。「コネティカット基本法」の理念を実現するために、このような要件を課したものと考えられるが、特に「教会員」でなければならないことは「総督」に強く宗教性を持たせる必要があつたからであろう。「執政官」には「公民」であることだけを資格の要件としている。結局、コネティカットにおいても国家の宗教性を払拭できなかつた。しかしながら、教会との関係において一線を画している点は、評価できよう。前文では「教会規律を維持すること」と規定されているから、近代民主主義において主張されるような意味での「政教分離の原則」を採用しているわけではない。しかし、教会からの干渉、介入は具体的に示さ

れてはいないので教会とは一応、分離されていると考えられよう。

次に、「コネティカット基本法」の民主性を主張する根拠として議会の「最高機関性」が挙げられている。「議会は民國の最高め機關たるべく、議会のみが以下の権限を有する。」（第一〇条）として、法律制定権、課税権、公民の資格承認等が挙げられている。確かに、この条文の文言だけから判断すると、議会の優越が考えられる。しかし、議会の「最高機関性」の意味を直接的に住民あるいは人民の意思反映していると解するならば、この基本法に定める「議会の最高機関性」は決して民主的意義を持つものではない。それは「総督」や「執政官」に対する「公民」の優越を意味しているにすぎない。議会の民主主義とは逆に寡頭制と宗教性を強化するに役立つたとも言えよう。その意味からも、この基本法における議会は民主的体制の一環であるとは言えない。

五、むすび

これまで「コネティカット基本法」の形成の背景と、その問題点を探り上げ、この基本法が果して民主的なものであったか否かを検討してきた。マサチューセッツ湾植民地におけるウインスロップ、コトン、フーカーの果した役割を述べ、次にコネティカット移住に係わる問題点、更にはフーカーの契約説などについて述べた、その結果、結論的に言うならば、「コネティカット基本法」は一般的に言われているほど、民主的なものではなかった。では、何故に「コネティカット基本法」が、近代民主主義の最初の成文化法と言われるのでしょうか。それは「コネティカット基本法」の前文及び条文の文言に注目し、その原理、原則、制度をそのまま信じ、民主主義の諸要素と安易に結びつけたからにほかないであろう。そこで、まとめとして「コネティカット基本法」の民主的特徴として取り上げられている諸点に触れておきたい。⁽²⁵⁾

(一) 議会の大衆化……「コネティカット基本法」の下では、議会は決して大衆化されていなかつた。少数の「公民」

のみが議員となる資格が認められていたのである。「認定された住民」に議員の選出権が認められていたが、マサチューセッツ湾植民地に見られるような専制化を防ぐ機能を果すだけであった。従つて議会は大衆化されていたとは言えない。

(二) 議会の最高機関性……既述のように真に人民の意思を直接的に反映する議会ではない。従つて最高の機関性は單に、公民の「総督」や「執政官」に対する優越を意味するにすぎない。

(三) 政治的主権の所在の明確化……その所在は人民にあるのではなく、制度上、その「公民」にあつた。タウンのすべての住民に主権は存在しなかつた。

(四) 「総督」、「執政官」に対する議会の選出権……議会の構成そのものが民主的ではなかつたのであるから、その議会に選出権があるからと言つて民主的であるとは言えないとするかのように思われる。しかし、「公民」の数は少数であつたので民主的だとは言えないとする。

(五) 議員資格を「公民」にしたこと……議員資格に「教会員」であることを求めなかつたことは、一見、民主的であるかのように思われる。しかし、「公民」の数は少数であつたので民主的だとは言えないとする。

以上のように「コネティカット基本法」の民主的特徴だとされる点は、いずれも、その民主性が否定されなければならぬ。結局、フーカーの民主性の限界は「コネティカット基本法」の限界でもあつた、フーカーはウイリアムズほど、「宗教的自由」を徹底できなかつた。「コネティカットの基本法」は、その宗教性も寡頭制も払拭できない存在であつた。「コネティカット基本法」が近代民主主義最初の成文憲法であるとされるのであれば、それは極めて形式的な見方である。既述のように、この基本法に表われた文言や社会契約の一種であるということだけをもつて判断されてはならないのである。そこで、近代民主主義の憲法とされる余地があるとすれば、それは条文の運用あるいは民主的内容を持つ下位法の制定によらなければならないであろう。「コネティカット基本法」の形成過程から見るかぎりでは、近代民主主義の内容を持った憲法とは言えない。だが、アメリカ憲法史において民主主義の兆しを形式的にも灯したという見方を

するならば、確かに「コネティカット基本法」の意義は大いにしなければならない。

結局、「コネティカット基本法」はコネティカットの川のタカラの「憲令」を意図するものであった。その「憲令」を果たし、相互の連帯を維持するため外觀上、民主的形態を必要としたに相違ないであつた。しかし、この基本法の外觀を以て直ちに眞の近代民主主義憲法の淵源と考えるよりも既述の如かのものよりはくわどある。

四

- (1) Carmical, Jr., Oline, "Plan of Union, 1643—1783: A Study and Reappraisal of Projects for Uniting the English Colonies in North America", p. 14.
- (2) Rindler, Edward Paul, "The Migration from the New Haven Colony to Newark, East New Jersey: A Study of Puritan Values and Behavior, 1630—1720", p. 27.
- (3) Breen, Thimothy Hall, "The Character of the Good Ruler", p. 15.
- (4) Carmical, Jr., Oline, ibid., p. 15.
- (5) Dunn, Richard, "John Winthrop, John Winthrop, J. and The Problem of Colonial Dependency in New England, 1630—1676", p. 15.
- (6) Dunn, Richard, ibid., p. 23.
- (7) Denholm, Andrew Thomas, "Thomas Hooker: Puritan Teacher", p. 76.
- (8) ibid., p. 78.
- (9) Lewis, Jr., Thomas Reed, "From Suffield to Saybrook: An Historical Geography of the Connecticut River Valley in Connecticut before 1800", p. 33.
- (10) Deholm, Andrew Thomas, ibid., p. 97.
- (11) ibid., pp. 99—100,

- (12) ibid., p. 103.
- (13) ibid., p. 114.
- (14) Thomas Hooker, "Abstract of a Sermon Delivered at Hartford, 1638". メリカ歴史記録「原典アメリカ史」第1巻 1用書。

- (15) Deholm, Andrew Thomas, ibid., p. 222.
- (16) ibid., p. 248.
- (17) ibid., p. 253.
- (18) ibid., p. 257.
- (19) ibid., p. 260.
- (20) ibid., p. 271.
- (21) ibid., p. 274.
- (22) ibid., p. 115.
- (23) 前掲、「原典アメリカ歴史」1卷8頁。
- (24) Deholm, Andrew Thomas, ibid., P. 118.
- (25) 前掲、「原典アメリカ歴史」1卷10頁。